

農を変えたい！東北集会 in 秋田

東北各地から 150 人の生産者が結集
「農を変えたい！東北からの政策提言」採択して閉幕

< 秋田市に 150 名が集う >

2月3～4日、秋田市で「農を変えたい！東北集会 in 秋田」が開催され、東北各地から約150人の生産者や市民・研究者が集まった。昨年1月山形大学を会場として開催された「自給を高め環境を守り育てる日本農業の再構築をめざす東北集会」に続く第2回目の集いである。昨年5月に第1回実行委員会がスタートし、草の根からの集会準備を積み重ねてきた。

< 有機農業推進法制定をうけて >

秋田集会はまず相馬喜久男実行委員長(大潟村有機農家)のあいさつから始まり、金子美登氏の基調講演「埼玉県小川町発 食・エネルギー自給循環の町づくり」、ツルネン・マルティ参議院議員の「有機農業推進法の動き」、本田廣一氏の「農を変えたい！全国運動からの報告」と続いた。いずれも有機農業推進法の成立を日本農業再建の起爆剤にしたいという熱い思いが語られ、全国の最新の情報提供とも併せて参加者には大きな刺激になったと思う。

< 地場の食品産業との連携 >

その後、「東北の農家に秋田の食品企業からエールを送る」と題して、稲庭うどんの「佐藤養助商店」の斎藤光喜専務と、地場食材を使った食品開発に挑戦している「秋田四季菜」の高橋真木夫社長から農業と食品加工業の連携を訴える報告があった。農業を農家の視点から考えるだけでなく、地元の食品産業と連携することによって新しい展望が開かれることを示され、これからの地域農業の展開方向について大きな示唆が与えられた。

< 分散会での熱い討論 >

今回の集会では「農家同士の話し合いの時間を取ろう」ということで、2時間の分散会が設定された。参加者は「農業生産」「流通・販売」「研究者との連携」「消費者との連携」と題された4つの分散会に分かれじっくりと語り合った。どの分散会でも活発な討論が進められ、時間が足りない状態だった。

< 東北集会 政策提言 >

本集会のもうひとつの特色は「農を変えたい！東北集会 政策提言」を採択したことだった。提言の素案は分散会で検討された後、夜の懇親会の後に13名の実行委員が集まって2時間の議論を経て、成案が作成された。各県での有機農業推進計画づくりに役立てたいと言う趣旨でまとめられた。東北各県の実情を踏まえて、農業者自身による草の根からの政策提言がまとめられた意義は大きいと考えられる。

< 第3回は岩手県で >

2日目は、分散会の報告、各県からの報告の後、秋田県立大学の佐藤了教授による「東北農業再生の道は？」と題した特別講演が行われた。その後修正された「政策提言」が相馬委員長によって読み上げられ、拍手をもって採択された。最後に、次回(第3回)の開催予定である岩手県の小島幸喜氏からあいさついただき、集会は成功裏に閉幕した。

(農を変えたい！東北集会 in 秋田 副実行委員長 谷口吉光)

審議会傍聴記録

有機農業推進法にある〈国の基本方針〉作成に向けて

1月29日、農水省第2特別会議室で、食料・農業・農村政策審議会第4回生産部会が開催された。この会議は1月から3月まで3回の開催が予定され、有機農業推進法の第6条にある〈国の有機農業の推進に関する基本方針〉を決する会議となる。

農水省としては、次のような審議会スケジュールを想定しているようだ。1回目には主として〈有機農業の現状と課題〉を協議し、2月下旬開催の2回目で農水省が基本方針(案)を提出。審議委員がこれを協議し、了承されればパブリックコメントとなり、3月末に開催される第3回で答申となる予定。

審議委員は、生源寺眞一氏(東大大学院農学生命科学研究科教授)を中心に6名の委員、ここに全有協代表の金子氏を含み有機農業に見識を持つ7名の臨時委員が加わり、13名で構成された。

審議会の冒頭、金子委員から、「審議委員が有機農業の現場を見る機会を設けてほしい」との提案があり、生源寺会長はこれを評価し、農水省に早目の日程調整を伝えた。

(後日、2月中旬に、審議委員が金子委員の霜里農場を視察することとなった)

この後、栗原室長より26ページにわたる資料〈有機農業の現状と課題〉に沿って説明があった。金子委員からは「農水省は、有機農業を農水省の進める環境保全型農業の一形態と位置づけているが、有機農業は環境保全型農業の延長線上にあるものではない。環境保全型農業と有機農業は並列のものとし、環境保全対策室があるように有機農業対策室も必要である」と指摘した。また、「農地・水・農村環境保全向上対策のまとめり要件は、現状の有機農業に適していない。まとめり要件なしでの有機農業支援を」と要請した。

他委員からも切り口こそ違え、これまでの農水省の発想、政策では有機農業推進など夢のまた夢とする発言が相次いだ。幾つかの発言を拾うと、

- *有機農業の技術開発に大型予算で取り組むべし。
- *有機農業こそが農地・水・環境向上対策に資する

という姿勢で臨む

*0.16%の現状を国民が求めるものであれば10倍100倍にすることが肝要。もっとお金をかけ、学校を作るなどの施策が必要。数字が伸びていないことを直視し、新しいこととして取り組まなければ意味がない。

*行政の現場からも、環境保全 有機のステップアップは誤謬の実感がある。普及員の研修制度というような甘い方策では現場に有機技術は普及できない。もっと強い位置づけを。

など、これまでの農水省の姿勢では有機農業推進は困難とする審議委員の発言が相次いだ。

農水省からは次回審議会に基本方針案を提出する予定だが、発想を切り替え、抜本的な転換計画がでない限り、審議委員の合意を得ることは難しいだろうと思われる。

(IFOAM ジャパン事務局 今井登志樹)

食料・農業・農村政策審議会 生産分科会委員

伊藤淳子(株式会社エイガール代表取締役社長)

上原征彦(明治大学大学院教授)

大木美智子(消費科学連合会会長)

生源寺眞一(東京大学大学院農学生命科学研究科教授・分科会会長)

平野啓子(語り部・テレビキャスター)

三野徹(京都大学大学院農学研究科教授)

臨時委員

石井洋子(島根県農林水産部農畜産振興課有機農業グループリーダー)

伊藤潤子(日本生活協同組合連合会理事)

小川吉雄(茨城県農業総合センター園芸研究所所長)

金子美登(有機農業者)

富士重夫(全国農業協同組合中央会常務理事)

牧野孝宏(静岡県病害虫防除所長)

横川寛(日本フードサービス協会理事)

資料3として傍聴記録を添付します

有機農業推進法が成立し、基本計画策定のための重要な時期を迎えたこの時期に、改めて日本有機農業研究会に対して、政策提言への協力をお願いと全有協への組織参加について再度の呼びかけを行いました。呼びかけの内容につきましては、資料2をご覧ください。

農を変えたい！ 東北からの政策提言

私たちは「有機農業推進法」の成立を心から歓迎します。今年4月から施行される「農地・水・環境保全向上対策」とともに、有機農業推進法が食の安全や環境の改善に大きく役立つことを期待します。

しかし、具体的な政策の内容は、今年4月から各都道府県が作成する基本計画において、各地の有機農業者の意見や要望を反映させながら決めることになっています。そこで私たちは、有機農業推進法の理念を実現するために、国・地方自治体、消費者そして研究者に対して次の事項を提言します。

1. 国は有機農業を特別な農業と位置づけるのではなく、これからの日本農業の中心と位置づけ、日本農業全体を食の安全や環境の質を高める方向に転換してほしい。
2. すべての都道府県は有機農業推進計画の策定に取り組んでほしい。その際には、有機農業者や消費者など一体となった「推進協議会」を設置するなどして、官民挙げた推進体制を確立してほしい。また、有機農業が国土保全や環境再生に果たす役割を発揮させるために、環境直接支払いの導入など思い切った政策を取り入れてほしい。
3. 有機農業を推進するために、もっともっと多くの消費者に国産の有機農産物や特別栽培農産物を食べてほしい。また農業についてもっと知ってほしいし、農業生産の現場に足を運んでほしい。
4. 次代を担う子どもたちにきちんとした食を知識と食習慣を身につけさせるために、食農教育や環境教育を一層推進してほしい。
5. 農業に関係する研究者は、専門の枠を超えた、農業現場の要望にあった総合的な研究をしてほしい。農業者との交流や共同研究の機会をもっと作ってほしい。

私たち農業者自身も、行政・消費者・他分野の企業・研究者などと協働しながら、自給を高め、環境を守り育てる農業を推進するために一層の努力を続けます。

2007年2月4日
農を変えたい！ 東北集会 in 秋田
参加者一同

2007年1月31日

日本有機農業研究会
理事長 佐藤喜作様

全国有機農業団体協議会
代表 金子美登

有機農業推進の政策提言についての協力のお願いと
全有協への組織参加についての再度の呼びかけ

拝啓 貴会におかれましてはますますご発展のこととお慶び申し上げます。

さて、有機農業推進法に基づく国レベルでの政策づくりが進んでいます。食料・農業・農村政策審議会生産分科会での「基本方針」審議も開始されました。審議会臨時委員には全有協代表の金子が委嘱されました。全有協としては、有機農業者等の意見を審議会審議に反映すべく、参加組織からの意見の取りまとめだけでなく、新たに「全国有機農業者懇話会」を組織し、有機農業者の直接の意見を集約する等の取り組みを進め、過日、「有機農業推進基本方針策定に関する有機農業者からの意見」を取りまとめ、代表である金子を通して農水省に提出しました。同意見書を同封いたしましたのでご参照ください。

2月末に予定されている第2回審議会では、農水省から「基本方針」原案が示され審議される予定になっています。全有協としては、第2回審議会を目途に、有機農業者等の意見集約をさらに進め、国及び審議会に政策提言をしていきたいと考えております。つきましては貴会におかれましても、有機農業者等の意見集約および国等への政策提言にご協力いただきたくお願い申し上げます。

また、本協議会は有機農業の推進とそれを軸とした日本農業の再構築のために有機農業団体の幅広い参加によって相互の交流と協力態勢の構築を目的に活動しております。つきましては、貴会におかれましても、本協議会へ組織として参加されることを改めてお願いしたいと思っております。よろしくご検討下さい。

敬具

全有協連絡先 / さんぽ野菜ネットワーク 〒289-1223 千葉県山武市埴谷 1740
TEL0475-89-0590 FAX0475-89-3055 メール yuki_kyogikai@yahoo.co.jp

2007.1.29 食料・農業・農村政策審議会生産分科会 傍聴記録

生源寺 (分科会長) はじめてとりあげるテーマなので、充実した議論をしたい

竹森 (農産振興課長) 昨年 12 月有機農業推進法成立 有機農業振興のための基本施策を策定し、有機農業の発展をはかることが目的(資料 8 審議会関係の法令について説明)

山田 (生産局長) 1月 5 日付で生産局長に(農村振興局長から) 大臣は今日スイスから戻り、鳥インフルエンザ関係の会議出席のため挨拶を代読 「有機農業の推進は意義深い。技術開発を行い、消費者の理解を得ながら、今後我が国で有機農業を発展させるための忌憚のないご意見をうかがいたい」

生源寺 本日付で諮問された

竹森 会議・議事録は原則公開 過半数で可決(資料 8 p8~9 参照) 日程は資料 4 の通り できるだけ早く基本方針示したい

金子 現場を見る機会を設けていただけないか 現場を見ることで共通認識を持ったうえで進めていただければと思う

生源寺 日程は厳しいが事務局で検討してもらえないか

竹森 検討したい

生源寺 いいご提案だと思う 早く調整してほしい

今日は現状と課題について検討 資料 5 について事務局から説明

栗原(環境保全型農業対策室長) p1 から順を追って説明を行う 以下は説明をつけ加えた部分) p4 認定を受けた農業者は 0.16%

p6 左のグラフ 食品加工業者の右側は相対取引ということになる 消費者と直接的に結びついて広がっていることがわかる

p6 右の円グラフ 消費者の 7 割が何らかの形で購入している 購入理由は安全・安心+健康が 90% 今後はほとんどの人に購入したいという意向がある

p7 エコファーマーとしての取り組みふえている

p8 右の表 今年も技術を追加する予定

p9~10 資料 6 は推進法第 6 条に規定された 4 本柱に沿って規定されたもの アンダーライン部分に沿って項目立て p3 の 4 (1) に連携についても含めた

横川 (日本フードサービス協会 臨時委員) 0.16%が現状 ここまでの 10 年間にどういう成長をしているのかについてデータがほしい なぜこれに取り組むのかということに関わってくるので

p19 表示の問題 有機に準ずる農産物表示は? 準有機などという表示は混乱をまねく 特別栽培でも消費者にわかりにくい 表示について考えているのか

伊藤(潤) (日本生活協同組合連合会理事 臨時委員) p19 の JAS 規格と今回の法律があきらかに目的が違うことはわかった 実施するときには消費者にわかるようにしないと混乱が生じるのでは

有機農産物のイメージは安全・安心が最初にあがる 私の周辺でもそう 有機農法の意味を誤解させないよう意識させるように広めてほしい

牧野 (静岡県妨害中防除所長 臨時委員) 病害虫防除の現場にいる 有機農業は取り組みにくい 化学農薬の技術は簡単 有機農法だといろいろなことをしなくてはいけない しかし土壌・種をきれいにすると 7~8 割の病気が出ないことは確かなので、これがきっちりできるような技術開発をすべき それには予算がひとけた足りない 大学などの研究機関で開発された技術を現場に持っていくのは難しい 現場で使える技術にフィードバックするのは難しいし、大型予算が必要となる 理念法ではあるが、もっと具体的な展開がはかれるようにしてほしい

金子 (有機農業者 全有協代表 臨時委員) 短期間によくまとまった資料が出てきたが、有機農業で

はなく環境保全型農業として把握された現状と課題だと感じた。検査認証制度を進めてきたが普及されなかったことをきちんと認識して進めるべきでは。p2 2項目目の「化学肥料・農薬を使用しないことを基本とする有機農業は、農業生産活動に伴う環境不可を大幅に低減し、農業の持つ自然環境機能を増進する取組であり、この点では農林水産省が推進している環境保全型農業の一つの形態と位置づけられる」というとらえ方ではなく、環境保全型農業と有機農業は並立としてとらえるべき。有機農業はただ環境保全型の農薬を減らせば到達できるというものではないととらえている。

また、p10の農地・水・環境保全向上対策関連で、まとめり要件についてだが、有機農業は少数からはじまっている。まとめり要件では有機農業は支援の対象にならない。モデル農場など、まとめり要件なしに支援していただけるようにしてほしい。

竹森 横川委員の発言について：p19の違いを理解していただくことが必要。消費者の理解を促すには基準は必要。しかし準有機というような表示は好ましくないのではない。ただ、特別栽培のガイドラインのように表示できるものは表示する。有機 JAS できちんと表示するのがいいと思う。格付数量については13年以降のデータしかない。

伊藤委員の発言について：有機農業のイメージは安全・安心。適正な農薬・化学肥料の使用は当然。有機農業の意義は、消費者ニーズと同時に、環境への負荷を最小限にすること、かつ自然循環機能を最大限に生かす農法として推進する。安全・安心議論と有機農業をストレートに結びつけるのではなく、有機農業を環境と結びつけた形できちんと説明する必要があると考えている。

牧野委員の発言について：現場で使うためにこれまでは個別の技術開発が中心だった（農薬の減らし方、ある一定の病気への対処）。トータルな農法として現場で使える技術として整理されているかということだが、19年度以降も民間での取り組み例を調査分析しながら、できるだけ現場で使える技術を開発したい。

金子委員の発言について：有機そのものについての分析が少ないのではないかというご指摘。確かにこれまで農水省では、有機農業は環境保全型農業の一つの取り組みという考え方が基本。農業をできるだけ環境を重視したものに変わっていく。最低限の取り組みが環境規範。その中で農薬・化学肥料に依存しない有機農業も一緒に進めようとしてきた。議論になるのは、進め方として環境保全型農業と有機農業を完全に並立したものととらえるかということで、安定性などを考えると私どもとしては難しい技術的なものの積み上げてレベルアップしていくのが基本的な考え方だと考えている。

農地・水・環境保全向上対策についての考え方。これも議論になるところ。これまで有機に先進的に取り組んでいる方たちは、取り組みが点であることがわかっているので、その扱いが議論になった。環境に対する支援を進めていく際に面的に取り組んでもらう。それぞれの農家が取り組めるレベルで取り組んで、有機農家の点の取り組みが面に広がってほしい。その取り組みを核にしながらか、できるだけチャレンジできるように、地域の特産に1/2が取り組むならOKというようにし、地域の取り組みが生かせるようにした。面的な取り組みを広げることが環境低減につながると考えた。

角谷（研究開発課長）牧野さんの発言について：たくさんの課題を委託して実証中。研究結果が現場にのりないと意味がないことは承知している。普及サイドとも連携をとりながら進めていきたい。

生源寺 金子委員から話があった有機農業の意味合いについて、もう少し議論が必要ではないか。有機農業が環境負荷の側面を持つことは確かだが、それだけなのか。

大木（消費科学連合会会長）消費者は有機＝健康というイメージ。裏返すと農薬・化学肥料は悪というイメージ。消費者の誤解を放置したまま有機を進めるのはいかがなものか。有機の意味を伝え、土壌づくりが大切だということを理解・納得させるところから取り組んでいくことが必要。健康面だけでなく根っこがわかるように伝える取り組みが大切。そういう意味で農地・水・環境保全向上のためというところに重心を置いて進めるべき。

伊藤（淳）（エイガール代表取締役）消費者にわかってもらう仕組みが必要。

有機栽培すると手間がかかるが生産量が3割減る 人口は減少して食料の必要量減るだろう 有機化していくと生産量が減る 食べる消費者と供給量のバランスはどうなるのか グラフ化してほしい
外国での有機農産物への取り組みが進んでいると聞くと、外国との競争力を考えたとき、どうなるのか 中国は農薬使用量が多いイメージだが、一方で有機の取り組みも進んでいる 日本の農業が安心安全ということだけでは消費者への競争で負けてしまうのでは 輸入される有機の比率はどれくらいか 今後の展開、ライバルはどこにあるのか

外国での有機栽培への取り組みは日本よりさかん スローフードという言葉がブームになったが、そのようなブームメーカーは重要 先進のイタリアの現状を知りたい

提案 p17 流通販売面での支援について書かれているが、これは仲卸の入った形 有機農家は現状では相対が多いので、直売・産直の支援、モデルが必要

提案 大きく欠けているのが資金調達について IT 業界は若い人が野望を持って取り組むとき、企画書をつくるだけで資金を得やすいような状況になっている 新規就農者が取り組みやすいように農業ファンドのような資金調達のしくみが必要なのではないか 検討課題としてほしい

三野 (京都大学大学院教授) 報告よくまとまっている 議論を進めていく上で意見2点

環境保全型農業・有機農業は農業セクターだけの問題ではない 全体的に位置づけるには他のセクターあるいは国土全体という観点から見ていく必要があるのでは 国民的サポート・公的支援が必要であれば、なおさら環境側からの位置づけが必要

総花的 施策総合は必要ではあるが、推進施策の総合と重点化を切り離すべき 金子委員と同じように思うが、まとまり優先で地方での個々の取り組み切り捨てられている うまくこれまでの取り組みを拾い出して補完していくことが大切 そこに配慮して整理してほしい

小川 (茨城県農業総合センター園芸研究所所長 臨時委員) 土作りの面について考えたい 安全・安心から化学肥料・農薬が悪者になり、イメージだけで有機野菜を食べている感がある 有機物を入れてもそのものが吸収されるわけではないだろうと思う 土づくりと言われるようになって長いけど、茨城県では現在堆肥での土作りが多い しかし、今の堆肥は昔の堆肥とは内容成分が変わっている 昔は下草+落ち葉+家畜糞尿で雨ざらしの中に置かれ残った骨格的なものを投入 現在は家畜の糞尿が中心、堆肥を作る場所はコンクリート、屋根・壁があることを法律で規定しているため、糞尿そのものの成分の行き場がなくなる それを土に還元すると養分過多傾向になる 畜糞中心の堆肥は肥料的要素が強い 個人的見解としては、ただ土をつくれればいいというものではない 農家がつくりたいものに合わせた土壌環境づくりが基本的な土づくり

横川 (日本フードサービス 臨時委員) 小川さん発言に加えて

堆肥与えすぎは問題 窒素過多 堆肥だけの農業でいいのか議論が必要 牛糞そのものの質が変わっている そういうものを入れることによって悪い循環がおきていないか懸念

国は自給率 40%にとらえられていないか ミネラルが多い野菜がいいなら有機だけでなくでもいいじゃないか まずは余り使われていないが、フードサービス協会の安全基準(50%まで堆肥を入れて化学肥料 1/2+消毒半減)のようなものからはじめてはどうなのか 0.16%では消費者から見て格外、選択できない それをなぜこんなに大騒ぎしているのか これを元に変えていくなれば別だが アメリカの会社が中国で野菜をつくり、それがもう日本に入ってくるというところ 現在の外食比率は40% より安全なものに、より多くの人に取り組むモデルをまず作り、有機に進んでいく形が現実的 書類審査だけでは実態は把握できないのではないかと 実際問題も起きている

有機の認定制度の中に抗生物質を予防目的に使っているのか悪いのか書いていない 豚牛鶏年間 900トン・養殖 200トン・野菜とフルーツ 100トン・人間 500トン こんな比率で本当にいいのか ホルモン剤にはふれられていない それをどうとらえるのか

富士 (中全常務理事 臨時委員) 私も混乱しているので体系の整理が必要ではないか

栽培履歴・表示などの安心安全の分野なのか、環境保全型というような農法の分野なのか、有機農家は JAS をとっている訳ではない 人と認証の問題 金子さんのおっしゃったように並列なのか、包含なのか、どう体系を整理してどこをどう推進していくのかについて論点整理明確に

8 条・11 条に具体的な取り組み支援がある 資材・機械・体験施設の整備・都市と農村の交流・加工施設など、国としての支援を具体的に盛り込むべき そのときのインセンティブの与え方 面的広がりをもって有機推進、一方では慣行など他の農法との兼ね合いをはかっていくためには、農村振興法に基づくゾーニングの中で有機推進の地域を指定して、高度利用計画として認知されているものは優先的に施設助成をするなど、共生と面的な広がりをリンクするような支援システムを検討してはどうか提案したい

竹森 大木委員の発言について：有機を進める意義については消費者への理解を促したい 農業のもつ意味を理解していただきたい

伊藤委員の発言について：有機農業を進めることで生産量を落とすことがないような技術確立したい 海外との競争は考えていかななくてはいけないこと もう少しふやしていけるのではないかと考えている 技術的支援で面的に広がれば 流通は、現状では理解者との相対多い それだけでは市場の広がりができない できるだけ安定した販売先を広げて確保することが課題 資金調達については、法人には資金支援があるが、民間投資による資金システムは現状ないので検討したい

三野委員の発言について：環境面も国全体の取り組みに位置づけたい 施策としての重点化についてどういうものをどうするか検討したい

小川委員の発言について：堆肥の質が変化したことには確か 現実にそういう指摘は各方面からある 土づくりの際、堆肥・施用について一定の制限が必要と考えている 土壌分析して施用基準明確にするよう各県の農業関係の指導機関に指導していきたい

横川委員の発言について：量の問題は大きな課題 すぐにふやすのは難しい 農地・水・環境保全向上対策ですべてを有機に特化するの難しい まず農地・水 供給量をふやすことからはじめステップを踏んで、民間の取り組みを見ながら、技術的確立を進めていきたい 有機についてはある一定の技術的な踏み込みが必要

富士委員の発言について：有機農業推進法・持続農業法・地力増進法があり、錯綜しているとのことだったが、環境保全への取り組みは一足飛びにできるわけではない 地力増進など農地の環境を整える基礎的な部分、その上に環境保全を進める持続農業法、農法としてレベルアップしていく有機農業推進法がある ステップアップしていく形 土地のゾーニングは難しい フェロモン剤を使うなど地域的取り組みがないと効果が出ない そうした一定の取り組みをしている場合は、支援を優先することは考えたい

横川 うまく伝わっていなかったようなので先ほどの発言に付け加えたい 有機が 0.16%以上にふえなければ、これそのものに価値はない それを 1~2 割に増やすための会議と認識 いま議論していることで 10 倍・100 倍になるのか 国民が求めるものを作ることが必要なら、もっとお金をかけ、学校をつくるなどして進めるべき 数字が伸びていないなら、新しいことをやらないといけないという根本的な提案をしている

金子 この法案ができた背景は、2004 年 11 月 議連の取り組みから 品目横断について、小川町の場合、4 ha 以上は 1 戸のみ こんな状況は日本中にある このままでは大競争時代に入るからということで、推進法への期待は大きい 懇話会・滋賀集会・岩手・栃木 推進法に期待する農業者が多数集まった 有機農業推進室として有機農業を軸とした環境保全型農業を進めるというスタンスであってほしい 議連は 10 年後、有機農業 4 割に持っていきたいとしている 経営・技術安定したもののある生産者からの意見をまとめたので委員のみなさまに送付したい

伊藤(潤) 推進に関する法律 第 3 条 2 項 容易に入手できるようにするとある 実際に消費者の利

用がなければ意味がない 利用方法も含めて周知していかないと 安全・安心だけではダメ 説明責任は果たさねば 消費者が利用することによって環境負荷に貢献しているという意識を持たせることが必要 理解と合わせて利用を増やす努力を

石井 (島根県農林水産部農畜産振興課有機農業グループリーダー 臨時委員)資料5「有機農業の現状と課題」とあるが、「環境保全型農業の現状と課題」ということではないか 考え方の違いをはっきりうちだしていかないと意味がない 島根もこれまでエコ 有機というステップアップという形で説明してきたが、そうではないのではないかと感じ、修正をかけてはじめてところ ステップアップではないと現場行政から感じている 消費者サイドから意見が出たが、健康を無視して有機農業について理解してもらうことは難しいだろう 健康という視点からだと、ポジリスがこの視点ではないか 方針等を作る中で、省庁間の連携という視点が大切 同時に省庁内連携が非常に必要 p15に普及事業との連携がかかっているが、普及事業は戦後連綿と慣行農業を普及してきた組織 慣行には試験研究 普及という道筋がある しかし、環境保全型・有機にはその道筋がない 研究及び普及員の洗脳は容易ではない ここにあるような研修制度ではそういう方向に向いてもらえない もっと強い位置づけをしていかないと技術普及は農家におりていかない 現在有機に取り組んでいるのは、心ある農家のみ 慣行とは指導ルートがちがっている 指導は大切なので、ここの位置づけはかなり具体的な方向づけが必要だと感じている

牧野 農家がなぜ取り組めないか 一気に進めないといけない 化学農薬を凌駕するような生物的手法の防除技術がないと一気に進まない わずかだがそういう芽が出ている 一つの技術開発に百億かかっている 生物農薬はビジネスモデル見えない 個別対応になる 現在の化学農薬のレベルにもっていかないと、有機農業技術は具体化できない

平野 (テレビキャスター)生物農薬は時間かけてもいいので進めてほしい 先人の知恵いかしてほしい 消費者へのアピールは文化的側面から それにはファミレスなどで扱い身近なものにすれば素直に受け入れられるのでは カルチャー講座などでの研修や寺子屋形式での学習もいいだろう

上原 (明治大学大学院教授)有機食品の実証研究をしている 20~30代は有機へ需要が増えていることを感じるが、実際の取り入れは少ない 高いとかチャンネルがないなど制約がいくつかある 最近は離乳食としてお医者さんが勧めるようにもなってきたことなどもあり、若い世代の非常に関心が高い こうしたことから供給と需要のアンバランスが不安 供給側の問題が大きいだろう 成長はするだろうがオピニオンリーダーをどうつくるか、そこを考えていただきたい 伸びたときにどう対応するのか

吉田 (審議官)環境保全型農業の中に有機を位置づけているという声が多かった 誤解しないでほしいが、環境保全型を5割減して有機農業に到達するということではない 現在進められている有機の意義を整理すると、環境保全型のタイプのひとつとして位置づけるのが適当ということでこのようにしてあるだけで、それ以外の意味はほとんどない もうひとつ出されたのは、有機農業のイメージは安全・安心 イメージだけでいいのか イメージだけの推進は持続性がない 実態をみて課題を整理する必要がある 骨子と並行して課題も提出していきたい 課題がどこにあるのか 1~2割に伸びるのかということなど含め、どう施策に反映していくか整理して次回につなげたい

生源寺 今日の議論ではかなり消化不良 事務局が有機にしぼった整理をするということで、もう1回増やしたい気持ちはある スケジュールがタイトなので、整理をなるべく早くしていただき、委員には書面でさらに意見を提出していただき、次回会議の際に公表する形で進める 次回は基本方針案検討事務局とのやりとりも公開していきたい 現場の見学も早急に検討していただきたい